新制度完全発足までの新基準に基づく日本専門医機構認定整形外科専門医認定の手順
（2015 年 3 月以前に学会認定専門医の認定を受けた方）

1. 機構が定める更新基準の完全な運用は、2015 年度からの 5 年間の準備期間を経て、2020 年度からとなります。従来の専門医制度によって、更新においても一定以上のレベルが確保されてきたことに配慮しつつ、2016 年度～19 年度の移行措置として、更新基準を以下のように設定し、これを満たす場合には、「機構認定専門医」としての認定が可能です。
2. 2016 年度～19 年度の移行措置における、機構による更新（機構認定専門医）は、それぞれの年度ごとに更新条件を満たす方のみを対象としており、年度を前倒ししての更新は行ないません。つまり年度ごとに、その年の更新該当者を順次認定していくことになります。
3. 学会の指定する期日に更新基準は満たすものの機構による専門医の移行措置の条件を満たさない方は、従来の「学会認定専門医」として更新するか、または機構認定更新時期を延長することが可能です。
4. 学会認定専門医の更新を選択した場合は 5 年後に機構認定専門医をめざしていただきます。5 年の間に、「機構認定専門医」としての前倒し更新は行ないません。機構認定更新時期を延長する場合 2 年間の猶予期間とします。なお、移行措置は 2019 年度を持って終了し、2020 年 4 月以後は「学会認定専門医」の更新を行うことはできなくなります。
5. 2023 年度迄の期間は「学会認定専門医」と「機構認定専門医」は同等に扱われますが、それ以後は「機構認定専門医」が唯一の「専門医」資格となります。
6. 学会の指定する期日に学会認定専門医更新資格に満たない方には、従来通り日本整形外科学会専門医制度規則に基づいて対応します。
7. 新制度の指導医資格の要件は整形外科領域研修委員会で定めています。「機構認定専門医」であることが望ましいと考えられますが、2023 年度までは「学会認定専門医」でも可能です。
8. 日本整形外科学会では、機構認定専門医の開始時期を 2016 年 4 月に更新申請を行う学会認定専門医からといたします。

1) 2015 年度に機構認定専門医への更新を希望する場合

1. 2015 年は 4 月に更新がありますが、準備が間に合わないため、従来どおり、学会認定専門医の認定のみとなります。

2) 2016 年度に機構認定専門医への更新を希望する場合

1. 2016 年 3 月末が学会認定専門医更新年にあたる方は 2011 年 4 月～16 年 3 月の 5 年間のうち学会認定専門医更新に必要となる 4 年分（学会更新分の単位 4/5　40 単位）に準じる学会更新条件と、新更新基準として直近 1 年分（勤務実態表、診療実績と講習を合わせた単位を 1/5　10 単位）を満たせば、機構認定専門医の審査を受けることができます。この時期に満たすべき単位の細かな配分については（参照資料 3）に示す表に準じてください。

2. 2016 年 3 月末までに、学会更新基準は満たすものの機構認定専門医としての基準を満たさない方は2015 年度と同様に学会認定専門医として更新するか、機構認定更新時期を延長することになります。機構認定更新を延長する場合は 1 年単位で、2 年まで延長可能です。1 年延長の場合には 2017 年、2 年延長の場合には 2018 年の機構認定専門医を希望する場合と同じ条件で審査をいたします。
3. 2016 年 3 月末までに、学会認定専門医更新資格に満たない方は原則として日本整形外科学会専門医制度規則に基づいて対応します。
4. 機構認定専門医の認定後は 5 年ごとの更新となります。
5. 講習単位のなかには可能な限り専門医共通講習の中の必修項目のいずれかが含まれていることが望まれます。専門医共通講習は施設で行われている講習会で直近 5 年以内のものであれば受講証明書をもって算定可能です。

3) 2017 年度に機構認定専門医への更新を希望する場合

1. 2017 年 3 月末が学会認定専門医更新年にあたる方は 2012 年 4 月～17 年 3 月の 5 年間のうち学会認定専門医更新に必要となる 3 年分（学会更新分の単位 3/5　30 単位）に準じる学会更新条件と、新更新基準として直近 2 年分（勤務実態表、診療実績と講習を合わせた単位を 2/5　20 単位）を満たせば、機構認定専門医の審査を受けることができます。この時期に満たすべき単位の細かな配分については（参照資料 3）に示す表に準じてください。
2. 2017 年 3 月末までに学会更新基準は満たすものの機構認定専門医としての基準を満たさない方は 2016 年度と同様に学会認定専門医として更新するか、機構認定更新時期を延長することになります。機構認定更新を延長する場合は 1 年単位で、2 年まで延長可能です。1 年延長の場合には 2018 年、2 年延長の場合には 2019 年の機構認定専門医を希望する場合と同じ条件で審査をいたします。
3. 2017 年 3 月末までに学会認定専門医更新資格に満たない方は原則として日本整形外科学会専門医制度規則に基づいて対応します。
4. 機構認定専門医の認定後は 5 年ごとの更新となります。
5. 講習単位のなかには専門医共通講習の中の必修項目が 1 単位以上含まれている必要があります。専門医共通講習は施設で行われている講習会で直近 5 年以内のものであれば受講証明書をもって算定可能です。

4) 2018 年度に機構認定専門医への更新を希望する場合

1. 2018 年 3 月末が学会認定専門医更新年にあたる方は 2013 年 4 月～18 年 3 月の 5 年間のうち学会認定専門医更新に必要となる 2 年分（学会更新分の単位 2/5　20 単位）に準じる学会更新条件と、新更新基準として直近 3 年分（勤務実態表、診療実績と講習を合わせた単位を 3/5　30 単位）を満たせば、機構認定専門医の審査を受けることができます。この時期に満たすべき単位の細かな配分については（参照資料 3）に示す表に準じてください。

2. 2018 年 3 月末までに学会更新基準は満たすものの機構認定専門医としての基準を満たさない方は 2017 年度と同様に学会認定専門医として更新するか、機構認定更新時期を延長することになります。機構認定更新を延長する場合は 1 年単位で、2 年までは延長可能です。1 年延長の場合には 2019 年、2 年延長の場合には 2020 年（機構の基準）の機構認定専門医を希望する場合と同じ条件で審査をいたします。
3. 2018 年 3 月末までに学会認定専門医更新資格に満たない方は原則として日本整形外科学会専門医制度規則に基づいて対応します。
4. 機構認定専門医の認定後は 5 年ごとの更新となります。
5. 講習単位のなかには専門医共通講習の中の必修項目が 2 単位以上含まれている必要があります。専門医共通講習は施設で行われている講習会で直近 5 年以内のものであれば受講証明書をもって算定可能です。

5) 2019 年度に機構認定専門医への更新を希望する場合

1. 2019 年 3 月末が学会認定専門医更新年にあたる方は 2014 年 4 月～19 年の 3 月の 5 年間のうち学会認定専門医更新に必要となる 1 年分（学会更新分の単位 1/5　10 単位）に準じる学会更新条件と、新更新基準として直近 4 年分（勤務実態表、診療実績と講習を合わせた単位を 4/5　40 単位）を満たせば、機構認定専門医の審査を受けることができます。この時期に満たすべき単位の細かな配分については（参照資料 3）に示す表に準じてください。
2. 2019 年 3 月末までに学会更新基準は満たすものの機構認定専門医としての基準を満たさない方は 2018 年度と同様に学会認定専門医として更新するか、機構認定更新時期を延長することになります。機構認定更新を延長する場合は 1 年単位で、2 年までは延長可能です。1 年または 2 年の延長でも 2020 年の機構認定専門医を希望する場合と同じ条件で審査をいたします。
3. 2019 年 3 月末までに学会認定専門医更新資格に満たない方は原則として日本整形外科学会専門医制度規則に基づいて対応します。
4. 機構認定専門医の認定後は 5 年ごとの更新となります。
5. 講習単位のなかには専門医共通講習の中の必修項目が3単位含まれている必要があります。専門医共通講習は施設で行われている講習会で直近 5 年以内のものであれば受講証明書をもって算定可能です。

6) 2020 年度に機構認定専門医への更新を希望する場合

1. 2020 年 3 月末が学会認定専門医更新年にあたる方は新更新基準としての 50 単位を満たせば、機構認定専門医の審査を受けることができます。
2. 2020 年 3 月末までに学会更新基準は満たすものの機構認定専門医としての基準を満たさない方は 2019 年度と同様に学会認定専門医として更新するか、機構認定更新時期を延長することになります。機構認定更新を延長する場合は 1 年単位で、2 年までは延長可能です。1 年延長、2 年延長でも 2020 年の機構認定専門医を希望する場合と同じ条件で審査をいたします。

3. 2020 年 3 月末までに学会認定専門医更新資格に満たない方は原則として日本整形外科学会専門医制度規則に基づいて対応します。
4. 機構認定専門医の認定後は 5 年ごとの更新となります。
5. 講習単位のなかには専門医共通講習の中の必修項目が3単位含まれている必要があります。専門医共通講習は施設で行われている講習会で直近 5 年以内のものであれば受講証明書をもって算定可能です。

新制度完全発足までの機構認定専門医の手順（移行措置）
（旧カリキュラムにより研修中もしくは研修予定の専攻医の資格取扱い）

2017 年 3 月以前に専門研修を開始した方々は学会認定専門医認定を受けることになります。その方々は学会認定専門医認定の 5 年後に機構認定専門医更新の対象となります。特別な事情（海外留学、出産、病気療養など）により予定の期間内に学会認定専門医となれない方は従来の方法で学会認定専門医をめざし、合格 5 年後の更新時に機構認定専門医の更新資格を得ます。したがって、2020 年 4 月以降は一定の期間、学会認定専門医の初回認定と機構認定専門医の初回認定が一部混在することになります。この間の学会認定専門医と機構認定専門医は同等の資格として扱われます。なお、学会認定専門医試験不合格者は従来の方法で学会認定専門医をめざします。新プログラムでの専攻医を経ていない方が機構認定専門医を取得するためには学会認定専門医に一旦合格する必要があります。